

猟銃等講習会（初心者講習）実施のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり実施します。

記

- 1 実施年月日
令和2年8月2日（日）午前9時から午後4時30分までの間
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 ふきみ会館（018-863-8880）
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施します。
- 4 受講定員
30人
- 5 受講申込み
 - (1) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署
 - (2) 受付期間
令和2年7月3日（金）から7月28日（火）までの午前8時30分から午後5時までの間（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く。）
 - (3) 必要書類
 - ア 受講申込書 1通
(受付場所で交付しますが、当ホームページからダウンロードもできます。)
 - イ 写真 1枚
(申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で、大きさが縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの。)
 - (4) 留意事項
受講定員に達した場合、その時点で受付を締め切ります。
- 6 講習手数料
6,900円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付してください。
- 7 その他
 - (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習終了証明書を交付します。
 - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111内線3054）又は県内の各警察署生活安全課生活安全係に問い合わせ願います。